

共謀罪の導入に反対する決議

- 1 共謀罪は、第164回通常国会で継続審議となり、2006年度秋に開催される臨時国会で4度目の審議入りが予定されている。
- 2 しかし、共謀罪には、以下に述べる重大な問題がある。
 - (1) 共謀罪は、一定の要件を満たした場合において、犯罪の実行行為に着手する前の段階での話合いを処罰するもので、憲法で「侵してはならない」とされる思想及び良心（憲法第19条）の処罰に繋がる危険性を有する。
 - (2) 現行刑法では、原則として犯罪の実行行為に着手しない限り刑罰を科せられることはない。殺人罪や強盗罪といった重大犯罪でさえ準備行為に着手してはじめて刑罰が科せられる。共謀罪は、このような近代刑法の体系を変貌させ、近代刑法の謙抑性に著しく反し、国家権力の恣意的な権限行使を許すことになる。
 - (3) 共謀罪は、仮に実行に着手したとしても自らの意思で止めた場合には中止未遂として必ず刑が減免されるとする刑法の中止犯（刑法第43条但書）の趣旨にも反する。
 - (4) 共謀しただけで処罰される共謀罪は、思想及び良心の自由（憲法第19条）のみならず、憲法で保障されている表現の自由や結社の自由（憲法第21条）や勤労者の団結権、団体交渉権その他団体行動権（憲法第28条）にも抵触し、市民活動に対する萎縮的効果をもたらす。
 - (5) 市民からすれば、何時誰から密告されるかもしれないといった疑心暗鬼に駆られた生活を余儀なくされ、安心した生活など到底送ることができなくなる。
 - (6) 共謀罪は、話し合いや合意そのものを処罰の対象とすることから、通信傍受法の適用範囲の拡大、室内盗聴の導入、メール傍受等捜査手法の拡大を誘発し、捜査機関の権限拡大の危険性をはらんでいる。
- 3 このように、共謀罪は、これまでのわが国の刑法の体系を崩壊させるだけでなく、憲法で保障された重要な人権を侵害し、わが国の市民生活を一変させ社会不安を煽るなど民主主義社会・自由主義社会の根幹を揺るがすものである。
- 4 以上の危険性は、共謀罪の内容を修正することによって解消されうるものではない。よって、当連合会は、「共謀罪導入のための法律案」に強く反対する。

以上、決議する。

2006年（平成18年）11月17日
近畿弁護士会連合会

提 案 理 由

- (1) 共謀罪は、「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」により、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織犯罪処罰法」という。）の一犯罪類型として新設が予定されている犯罪であり、越境的組織犯罪の防止を目的とする国連越境（国際）組織犯罪防止条約批准のための国内法整備の一環と説明されている。共謀罪に関する法律案は、2003年から2回にわたり廃案となり、第164回通常国会において、3度目の審議がされたものの可決されることなく、継続審議となった。
- (2) 第164回通常国会において、与党から提出された共謀罪の法律案では、①長期4年以上の刑を定める犯罪について、②団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行なわれるもので、③遂行を共謀することで共謀罪が成立し、原則として2年以下の懲役又は禁固、死刑、無期、長期10年以上の犯罪の共謀については5年以下の懲役又は禁固に処せられるとされるものである。
- (3) 前記与党案では、対象犯罪は実に619を超え、窃盗罪のみならず、商標法、特許法違反から商法違反、法人税法や消費税法等税法違反など国際的組織犯罪とはおよそ関係ないと思われる犯罪や軽微な犯罪まで対象とされている。これら犯罪における組織的な共謀を全て立件するのは不可能に近く、結局、市民からの密告された事案、或いは捜査機関から国家権力に反抗する勢力と看做されて内偵捜査等が行なわれた事案に限られることとなる。
- (4) その結果、市民相互間の監視が始まり、国家権力からの統制社会が始まる。市民間で思想信条や自然な感情等を表現する言論や活動に対する萎縮的效果がもたらされ、市民相互が話し相手をスパイ視する品格のない社会が到来する。
- (5) 他方、国家権力に反抗する組織団体に対しては、通信傍受法の適用範囲が拡大され、室内盗聴やリアルタイムでのメールの傍受等犯罪の実行行為が着手される以前の段階における捜査が公判に許容される温情を作るなど国家権力による恣意的な捜査・逮捕の危険性も払拭できない。
- (6) そもそもわが国の近代刑法では、犯罪に着手して初めて犯罪が成立するとされている。例外的に殺人罪と言った重大犯罪に限り、予備行為が処罰されている。共謀共同正犯の場合でさえ単に共謀ただけで処罰されるわけではなく、共犯者が犯罪の実行行為に着手しなければ処罰されない。このように犯罪の実行行為に着手しなければ犯罪が成立しないとされているのは、犯罪に該当するか否かの区別を明確にし、国家権力による恣意的な捜査等による人権侵害を最大限防止するためであり、過去の苦い歴史的教訓に基づくものである。しかるに、共謀罪の導入は、これら近代刑法の趣旨に真っ向から反するものであり、近代刑法の体系を根底から覆すことになる。条約の制定経過の中で、共謀罪の制定に反対し、「このような広範な処罰化を図ることは国内法の原則と相容れない」旨の意見を述べたのは、ほかならぬ日本政府であったのである。
- (7) 共謀罪では、犯罪の実行行為の着手の前段階である予備行為さえ行なわれる必要がなく、単なる犯罪遂行の合意だけで既遂となるものであり、中止未遂が成立しう

る余地は全くない。刑罰を免れるためには、警察に自首する以外にはなく、この点でも、近代刑法の体系と矛盾することとなる。

- (8) 与党は、共謀罪導入の必要性として「国際条約を締結できない。」ことを理由にあげている。しかし、国際連合の立法ガイドの51パラグラフには、「関連する法概念を持たない国家においては、共謀罪も結社罪もいずれの概念も導入する必要がない」旨明確に説明されているのである。日本においては、内乱の予備及び陰謀罪（刑法第78条）や内乱等幫助罪（刑法第79条）、騒乱罪の予備・陰謀・扇動等（破防法第40条1項）、凶器準備集合罪（刑法第208条の3）等が存在し、共謀共同正犯概念が判例上認められること等により、国際組織犯罪に対する有効な措置が存在し、現行法でも十分対応できるのであって、国際条約を締結するために共謀罪の導入を新設する必要はない。更に言えば、国際条約について国内法と矛盾を生ずる場合には当該条項のみ留保することも可能であり、共謀罪の導入は必要ない。
- (9) 当連合会は、わが国の民主主義及び個人の尊厳と自由を否定する「共謀罪」の導入に強く反対する。

以上